

■承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町介護保険条例の一部を改正する条例)

【要旨】

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）」が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町介護保険条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【改正内容】

四万十町介護保険料の改正（条例第4条関係）

・低所得者の介護保険料軽減強化に関する改正

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料（年額）
第1段階 （第2項関係）	●生活保護を受けている方	[改正前] 基準額×0.375	[改正前] 27,000円
	●世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金を受けている方 ●世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	[改正後] 基準額×0.3	[改正後] 21,600円
第2段階 （第3項関係）	●世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	[改正前] 基準額×0.625	[改正前] 45,000円
		[改正後] 基準額×0.5	[改正後] 36,000円
第3段階 （第4項関係）	●世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の方	[改正前] 基準額×0.725	[改正前] 52,200円
		[改正後] 基準額×0.7	[改正後] 50,400円

＊基準額：72,000円

【施行期日】

令和2年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
(保険料率) 第4条 (略) 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,600円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>36,000円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>50,400円</u>」と読み替えるものとする。	(保険料率) 第4条 (略) 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,000円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>27,000円</u>」とあるのは、「<u>45,000円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>27,000円</u>」とあるのは、「<u>52,200円</u>」と読み替えるものとする。

【根拠法令】

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）抜粋

(保険料率の算定に関する基準) 第38条 (略) 2～9 (略) 10 第1項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から<u>10分の2を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額</u>であることとする。 11 第1項第2号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から<u>10分の2.25を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額</u>であることとする。 12 第1項第3号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から<u>10分の0.5を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額</u>であることとする。

専決処分については、承認第1号に同じ。